

④ 大知法律事務所 豊永弁護士講演録 差止訴訟からみた安全目標

- ・原発差止訴訟から見て、安全目標には 2 つの注意点があり、訴訟は止まらないだろうとの結論を最初に述べた。
- ・原発差止判決の現状として、福島第一原発事故後、認容する判決が増加している。
- ・そもそも民事差止めとは、たくさん種類があるが、条文で定められているわけではないので、判例が重要である。
- ・裁判例をまとめると、人格権に照らして判決を下すのが普通であり、法律上の明文はないが、判断基準は一応確立している。
- ・差止請求訴訟の件数は、あるデータベースだと 7136 件あり、判決の 9 割は棄却される。
- ・同じ判断基準を原発差止訴訟にも適用するのに、なぜ原発では適用結果が異なり、認容する判決が増加しているのか？
- ・その答えは、リスク認知を見れば分かることであり、核関係のリスクは dread かつ unknown であるからである。
- ・人間は、確率を扱うのが苦手、微小確率を扱うのが苦手、リスク認知が苦手、と 3 つの苦手があるため、新規で、恐ろしい技術について、客観的なリスクを過大に評価してしまう。
- ・そこで、リスクのモノサシが必要であり、リスクのモノサシとして安全目標が必要である。
- ・また、科学技術者は「裁判官はわかってくれるはず」と裁判・裁判官に過剰な期待をしているように見えるが、裁判は人工的なものであることを理解する必要がある。
- ・そして、専門家以外（社会）は安全目標という数値がないと、判断できないので、安全目標が必要である。
- ・安全目標を定めるにあたっては 2 つの注意点がある。
- ・1 つ目は、任意のリスクと比較することは裁判所に対して説得的ではなく、法的に正当化されないため、安全目標の策定に当たっては、非任意のリスクと比較するべきである。
- ・2 つ目は、安全目標を策定する機関には正当性が必要であるということであり、人の意思に反したことを決定する権利がある機関と考えれば、決めるのは国会であろう。
- ・最後に、いくつかの疑問点として、2018 年 3 月報告書の「安全目標がすべての方々から尊重される」「直感的に三層構造を受け入れている」「滑稽な安全の姿」「定量的リスク水準を出すと我が国の法文化が受容しない、ゼロリスクを望む姿と重なる」「安全目標そのものではなく surrogate」といった考え方に対する疑問を示した。

以上の報告の後、会場からの質問に対して、以下の通り質疑応答がなされた。

Q: 下位の安全目標を公衆は分からないと言っているが、分かる必要はあるのか？CDF を公衆社会に理解してもらう必要はあるのか？

A: 無いと思う。

Q: 安全目標を規制機関が決めるのはナンセンスとのことだが、私はそう思わない。自分で合格基準を決めて試験を受けているから、ということか？そうではなくて、自分たちの活動のよりどころという側面もあるのではないか？

A: お手盛りだから、というのが理由の半分である。もう半分は、リスクの比較をするときに別の人が必要だからである。

Q: 他のリスクと比較しレビューもしたが、それでは不十分か？

A: 無いよりは良いが、比較できる正当性は無い。比較の結果が正しいかというのではなく、比較する手続き、主体が正統かという問題である。

Q: 社会全体で議論するのが良いということか？

A: その通りである。